

## 「扶桑町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

### 1. 行動計画策定の経緯

病原性が高く、ほとんどの人が免疫を持たない新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が制定され、平成25年4月に施行されました。

特措法では、町長は政府及び県の行動計画に基づき、町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされています。

平成25年11月、愛知県が県行動計画を作成したことを受け、この度、扶桑町では、県や県内の他の市町と連携し、総合的な対策を実施するために、扶桑町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定します。

### 2. 行動計画の目的及び基本的戦略

新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の二つを主たる目的として対策を講じます。

#### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。

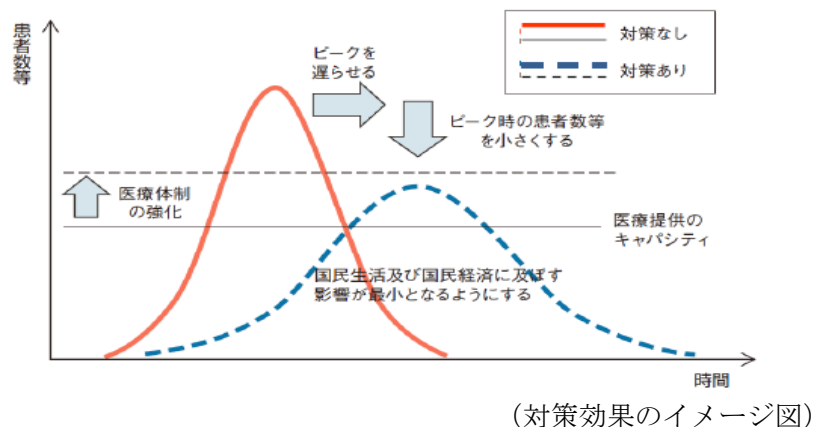
ポイント

- ・ 感染対策等により感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

#### ② 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

ポイント

- ・ 感染対策等により欠勤者の数を減らします。
- ・ 医療機関、行政及び事業者等は、事業継続計画等を作成・実施する等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



### 3. 対策の基本的考え方及び実施上の留意点等

#### \* 対策の基本的考え方

- ・発生前から流行が収まるまでの状況に応じた対策を総合的・効果的に**組み合わせ**て実施します。
- ・発生当初など、病原性や感染性に関する情報が限られている場合には、新しい情報を収集し、対策の効果を検証した上で、**順次適切な対策へ切り替えて**行います。
- ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある対策は、ワクチン接種等の医療対応だけでなく、事業者や町民一人一人に、事業継続対策や予防措置等の適切な行動をとるよう本町の特性に応じ、**予防方法等の啓発を基本的な対応**として行います。

#### \* 対策実施上の留意点

- ・県との連携のもと実施する外出自粛要請、施設使用制限など、**町民の権利と自由に制限を加える場合**、その制限は対策を実施する上で**必要最小限のもの**とするとともに、対策の実施に当たっては、町民に**十分説明し、理解を得るよう努めます**。
- ・特措法は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や抗インフルエンザ薬の有効性によっては、**必ずしも緊急事態の措置を講ずるものではないことに留意**します。
- ・対策の実施に当たっては、政府対策本部及び県（対策本部）と**相互連携し**、総合的に推進します。
- ・新型インフルエンザ等発生後は、町対策本部等における対策の実施に係る**記録を作成し、保存し、公表**します。

### 4. 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等に左右され、事前に正確に予想することは不可能であるため、本町の被害想定は、政府行動計画で1つの例として想定されたり患率や致命率等の数値を、本町の人口（平成26年5月末現在34,346人）に**当てはめる**ことにより数値を想定します。

また、被害想定については、最新の科学的知見を収集し、必要に応じて見直しを行います。

## 人的被害の想定

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ○医療機関を受診する患者数（人口の25%が罹患すると推定した場合） |  |
|                                   | 約3,503人～約6,737人                                |
| ○入院患者数及び死亡者数（上限）                  |  |
| ・病原性が中程度の場合                       | 入院患者数 約143人<br>(1日最大入院患者数 約27人)<br>死亡者数 約46人   |
| ・病原性が重度の場合                        | 入院患者数 約539人<br>(1日最大入院患者数 約108人)<br>死亡者数 約172人 |

### 5. 対策推進のための役割分担

#### \*扶桑町の役割

扶桑町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められます。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と緊密な連携を図ります。

### 6. 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。」及び「町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること。」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、6項目（実施体制、サーベイランス・情報収集、予防・まん延防止、医療及び住民生活の確保）に分けて立案します。

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記載しますが、横断的な留意点等については次頁に示す表のとおりです。

### 7. 対策の推進体制

国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、町対策本部を設置します。

町対策本部は、対策の方針及び具体的な対策のうち、町民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議・決定を行います。

また、町対策本部は、必要に応じ、国等の職員、尾北医師会会長らの意見を求め、情報交換及び連絡調整を円滑に実施します。

新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸で対応しなければならない緊急非常事態です。

よって、町対策本部を構成する職員のみならず、町職員全員が通常業務に優先して事態に対処します。

## 発生段階ごとの対策の概要

|                         | 未発生期  | 海外発生期   | 県内未発生期<br>～県内発生早期   | 県内感染期   | 小康期  |
|-------------------------|---|---|---|---|--|
| <b>対策の目的</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えて体制の整備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見</li> <li>県内及び町内発生に備えて体制の整備</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大をできる限り抑えること。</li> <li>患者に適切な医療を提供</li> <li>感染拡大に備えた体制の整備</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害を最小限に抑えること。</li> <li>町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えること。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えること。</li> </ul>                             |
| <b>実施体制</b>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>町行動計画の策定</li> <li>発生の疑いの段階で、必要に応じ対策本部を設置</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置（任意設置）</li> <li>国の基本的対処方針に基づく対策の実施</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置（緊急事態宣言後は特措法に基づく設置）</li> <li>国の基本的対処方針に基づく対策の実施</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の継続</li> <li>国の基本的対処方針に基づく対策の実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の廃止</li> <li>国の基本的対処方針に基づく対策の緩和又は解除</li> </ul>                    |
| <b>サーベイランス・情報収集</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の発生情報を収集</li> <li>学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の発生情報を収集</li> <li>学校等でのインフルエンザ等患者の把握</li> <li>一般のインフルエンザ等患者の把握</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外及び町内での発生情報を収集</li> <li>学校等でのインフルエンザ等患者の把握</li> <li>一般のインフルエンザ等患者の把握</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の発生情報の収集</li> <li>学校等でのインフルエンザ等集団発生状況の把握</li> <li>感染情報の把握（患者の全数把握の中止）</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>流行の再燃に備えた情報の収集</li> <li>流行の再燃に備えた学校等でのインフルエンザ等集団発生状況の把握の強化</li> </ul> |
| <b>情報提供・共有</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人及び学校等における感染対策の普及（マスク着用・咳エチケット等）</li> <li>相談窓口の設置準備</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置</li> <li>学校等への情報提供及び連携体制</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の継続</li> <li>学校等への感染症情報等の提供</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の充実・強化</li> <li>学校等への感染症情報等の提供</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>流行の終息及び再燃への注意の周知</li> <li>相談窓口の縮小</li> </ul>                          |
| <b>予防・まん延防止</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人及び職場等における感染対策の普及</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策の体制整備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止対策の実践</li> <li>感染予防策の徹底促進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止策の実践の強力な促進</li> <li>感染予防策の徹底要請</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二波発生に備えた拡大防止策の見直し等の検討</li> </ul>                                     |
| <b>医療</b>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>2次医療圏等の関係者による対策会議</li> <li>医療機関受診情報の周知</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の役割確認</li> <li>医療機関等への情報提供</li> <li>医療機関利用者への感染対策の啓発</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制や患者搬送の体制確保</li> <li>医療機関等への積極的な情報提供</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制や患者搬送の体制確保</li> <li>医療機関等への積極的な情報提供</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制にむけた順次の移行</li> </ul>   |
| <b>町民生活及び町民経済の安定の確保</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が取り組むべき対策の周知（食料品や生活必需品等の備蓄、節電、ごみの排出制限等）</li> <li>ひとり暮らしの高齢者、障害者世帯等（要援護者等）の把握及び生活支援等の対応方法の確立</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が取り組むべき対策の周知</li> <li>要援護者等の把握及び生活支援等への感染対策の啓発と具体的な支援方法の検討</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活必需品等の安定確保</li> <li>要援護者等の生活支援の準備</li> <li>行政機能の業務継続</li> <li>事業所での感染対策の徹底</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活必需品等の安定確保</li> <li>要援護者等の生活支援の実施</li> <li>行政機能の縮小継続</li> <li>事業所での感染対策の徹底</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等の生活支援の継続</li> <li>行政機能の平常時体制へ移行</li> </ul>                       |